

モザンビークの裁判制度

萩原金美

前 説

本誌上に、海外諸国における最近の法律事情に関する紹介記事を掲載することは、これによって情報を迅速に提供できると共に、執筆者自身にとっても研究上の基礎作業の一つとして有益ではないかと思う（私事を述べて恐縮であるが、私もかつて判例タイムズ誌上に「北欧法律事情」と題して連載記事を書いたことがある〔二六四号以下〕）。

右の趣旨をいつだったか雑談の折に磯野誠一教授（当時）その他若干の方にお話ししたところ、幸いにも全面的な御賛同を得たので、手始めにこの拙文をものした次第である。本欄になるべく多くの同僚諸氏の御協力を頂ければ幸いである。

ここに紹介するのは、モザンビーク人民共和国（*Republica Popular de Macambique*）における裁判制度の現況の概要である。

モザンビークはアフリカ大陸のほぼ東南端部に位置する新興社会主義国である。かつてはポルトガル領（法的には植民地ではなく、海外州とされていた）であったが、モザンビーク解放戦線（*FRELIMO*）のポルトガルに対する武装闘争の結果、一九七五年六月に独立を勝ち取った。以来、社会主義路線による国家建設を進めている。ちなみに、一九七七年二月に開催された *FR ELIMO* 第三回大会は、*FRELIMO* をマルクス・レーニン主義政党と規定した。

以下の記述の主要部分は、スウェーデン法曹時報（*Svensk juristidning*、略称 *SJT*）の一九八〇年九月号に Stefan Noreén が寄せた「*Folkdomstolar i Mocambique*（モザンビークにおける人民裁判所）」と題する論説によるものである。⁽¹⁾⁽²⁾

スウェーデンは長年にわたる中立政策の堅持と積極的な国連等を通じての国際的活動によって、国際社会において高度の信頼を獲得している。その結果か、世界の諸国に関する正確な情

報が他に一步先んじて伝達されることが多い。法律の分野も例外ではなく、この国の代表的法律雑誌である *SVIT* には、とくに新興諸国の法律事情に関する論稿の掲載が往々見受けられる。

アフリカにおける新興諸国の法律事情は、言語的障壁その他さまざまな理由からわが国の法学研究者にとって、情報の入手がきわめて困難である。私はもとよりこの方面については、一門外漢にすぎないが、これらの諸国の法律事情に多少の関心を有している者として、第一次資料によらず、しかもすこぶる概括的な記述にとどまるにせよ、ここに表題のテーマについて紹介しておくことは、わが国の現状においてはいささかの意味をもちうるのではないかと考える。

なお、筆者 *Noreen* は、私宛の書信によると、スウェーデンの外交官で一九七八—八〇年にわたってモザンビークに在任した経験を有し、現在はブラッセルの EC スウェーデン代表事務所勤務している、とのことである。

一 概 説

一九七五年六月の独立のさい、モザンビークは大部分の法分野において母国ポルトガルの法律制度および法令を継受した。もちろんそのさい、新しい憲法と国籍法は制定されたが、独立当初はそれ以外には法的改革に重点が置かれなかったのである。その後ポルトガル私法は、借地・借家法、土地法および私的

企業活動に関する法律のような国内法の制定によって廃止されつつある。家族法の大改革も現在進行中である。しかし刑事法の大部分はいまなお、独立当時と大差ない有様である。この分野におけるほとんど唯一の例外は、一九七九年三月に導入された「人民および国家の安全に対する罪に関する法律」である。この法律は反逆罪およびスパイ罪等について死刑を規定している。

二 人民裁判所の設立

従前の植民地的訴訟法の羈束を脱するために、最近新しい裁判所制度の建設が始められた。一九七八年二月に人民裁判所 (*tribunais populares*) に関する法律が採択された。同法は「階級の敵、反動的分子、反逆者、サボタージュ行為をする者、擄取者ならびに刑事犯罪者および悪党に対する武器となるべきもの」と規定されている。

そして一九七九年中に、全国的に人民裁判所の設立が実施された。すでに合計一〇の州人民裁判所ならびに多数の地区人民裁判所および居住区人民裁判所が存在するにいたっている。

しかし、最高人民裁判所 (*Tribunal Popular Supremo*) はまだ設立されておらず、その代りに臨時的に、上級控訴裁判所 (*Tribunal Superior de Recurso*) とよばれる機関が事実上最上級審の機能を果している。もっとも同裁判所は「人民および国家の安全に対する罪に関する法律」違反の事件については管轄権を有せず、その管轄権は最高人民裁判所が設立されるまで革命軍事裁

判所に属せしめられている。

憲法上の最高の裁判機関である最高人民裁判所が、なぜいまだに設立されないのであろうか。その理由は二つあるといわれている。

第一に、良く訓練された法律家の著しい不足である。この国における法律家の数は三〇人に満たないと伝えられる（人口は一九七九年の国連推定によれば一、〇二〇万人）。

第二に、より説得的と思われる理由として挙げられている説明はこうである。最高人民裁判所の設立は、現在軍事裁判所が政府に対する抵抗・テロ活動に参加または関係した者に行なっている極度に簡略化された訴訟手続を不可能ならしめる。最高人民裁判所が設立され、その機能を開始すると同時に、法によれば、軍事裁判所は自動的にその機能を停止し、州人民裁判所が上記犯罪の事件について第一審の管轄裁判所となる。そして、州裁判所の判決に対しては、最高人民裁判所に上訴することが可能になり、死刑判決は最上級審において確定されなければ執行できなくなる。軍事裁判所は、第一審にして終審であり、その裁判に対しては上訴が許されていない。死刑判決は五日以内に銃殺隊によって執行される。軍事裁判所を廃止しないことでもって、解放戦線は迅速に、そしてかなり無慈悲に敵を撲滅する可能性を保持できるのである。

しかし、隣国ジンバブウェ（ローデシア）の状況が平穏になるならば、モザンビークにおける反政府運動もかなり弱まり、そ

の結果、解放戦線が一般的に承認されている法的保障の諸原則に対する尊重を示す可能性が生ずるのである。

三 裁判所の組織

建設途上の新しい裁判所制度は、人民裁判所という名称が示すように、専門裁判官と人民のなから選ばれた素人裁判官によって構成される。

最高人民裁判所については、それが活動を始める場合には司法大臣の任命する六人の専門裁判官と一八人の素人裁判官から構成されることになる。

州人民裁判所および地区人民裁判所は、一人の専門裁判官と四人の素人裁判官をもって構成する。これに対して、居住区人民裁判所は素人裁判官のみで構成する。

素人裁判官の選出は、人民議会 (*assembleias do povo*) が解放戦線の提案に基づき行なう。傍聴人も裁判所および被告人の双方に対して質問することにより積極的に審理に参加できる権利を与えられているので、人民の裁判に対する影響は、一層強化されている。

植民地時代には、裁判所は原則として州の首都にのみ置かれた。その下のレベルでは、地区および居住区の行政官が簡易・軽微な事件における司法官としての機能を果たした。それゆえ、居住区の住民は州都の裁判所に出頭するために、しばしば長距離を、通例徒歩で旅しなければならなかった（この国の面積は七

八万三、〇三〇平方キロ)。当時の首都ロレンソ・マルケス(Lourenço Marques)―現在の首都マプト (Maputo) の旧称―には上級控訴裁判所があり、州裁判所からの上訴はここで取り扱われた。最上級審は本国の首都リスボンに所在する最高裁判所であった。

四 裁判所の権限

最下級の裁判所である居住区裁判所はきわめて制限された管轄権を有し、簡易な民事事件および軽微な犯罪に関する刑事事件のみを処理する。この裁判所はまず当事者を和解させることを試み、それが功を奏しなかった場合には「健全な理性と正義にしたがい、かつ、社会主義社会の建設を支配する諸原則を顧慮して」判決する。民事事件については訴額が一万メティカルを超える事件はその管轄に属しない。刑事事件については最高一、〇〇〇メティカルまでの罰金および三〇日以内の強制労働を科することができるのみである。

地区裁判所は、民事事件については訴額五万メティカルまでの事件を管轄し、刑事事件については最高二年までの懲役を科することができる。

州裁判所の管轄権には制限がない。但し当分の間「人民および国家の安全に対する罪に関する法律」違反の事件について管轄権を有しないことは上述したとおりである。

五 刑の量定

モザンビークの司法は、今日、社会主義的諸原則に基づき設立された裁判機関が、広範囲において古いポルトガル法を適用せざるをえない、という矛盾した状況のなかにある(前述のように、とくに植民地時代の刑事法の大部分が現在もなお適用されている)。

しかし、裁判の運営においては、可能な限りそれをモザンビークの国内事情に適応させる努力が払われている。とりわけ、刑の量定についてそうである。例えば、家屋に対する放火は、ポルトガル法の規定よりも著しく軽く処罰される傾向がみられる(ポルトガル法は蔽罰をもって放火狂への対策としている)。

モザンビークの社会ではしばしば、恋愛関係(三角関係)における敗者が、ライバルの家に火をつけて復しゅうをし、それによって村人たちのあいだでライバルに面目を失わせる、という事件が生ずる。この種の事件の裁判においては、ヨーロッパ的法意識を刑罰法規に貫徹させることは不合理だ、と一般に考えられている。

他方、若干の違法行為は従前よりも重大視されるようになった。闇商人に対する法の干渉はきわめて厳しく、また、些細な物品でも買入価格より多少なりとも高く売った者は投機行為の罪ゆえに罰せられる。

裁判の運営において、可能な限り法の適用を統一するために、中央および各州の裁判所は、より下級の裁判所に対して拘束力ある通達および指示を発することができる。この権限は比較的広範囲に活用されているようである。

六 党と裁判所

モザンビークにおける裁判権が、現実にとどの程度まで執行府すなわち解放戦線に対して独立性を有しているか、について結論を出すことは、おそらくあまりに時期尚早であろう。制度は動き始めてからまだ日が浅いのである。憲法および人民裁判所に関する法律によれば、裁判官は独立であり、法律にのみ服する。同時に、人民裁判所は形式的には人民議会の下位にあり、毎年議会に対して、過去一年間の活動に関する報告書を提出すべきものとされている。専門裁判官は司法大臣によって任命されるが、裁判官の身分保障の原則についてはなんらの規定もない。なお、素人裁判官が解放戦線の提案に基づき選出されることを通しても、党は裁判権に対してある程度の影響力を有すると考えられる。

七 例外的な状況

いままで広範囲に、犯罪者は警察決定または行政決定により再教育収容所に送られている。現在これを裁判所の決定後にのみ行なうべきものとするのが企図されている。しかし依然として、保安警察 (SNASP [Serviço Nacional da Segurança Popular]) は強大な権限を保持し続けるであろう。保安警察は人民を逮捕、拘留し、かつ適当と認める措置すなわち所轄の警察機関、裁判所または再教育収容所に送致する権限を有する。保安警察の捜

査の対象となった者には、刑事訴訟法の規定する、逮捕後通常五日以内に裁判所の審問を受けうる、という権利が認められていない。言いかえれば、保安警察は原則として人民を審理・判決なしに無制限の期間投獄しておくことができるのである。この権限は最近、国家行政部および経済界における大々的な捜査の実施にあたって活用された。多数の官僚や実業人が無能、窃盗、汚職等のゆえに逮捕、拘留されたのである。

革命(的状況)と法律ないし裁判との関係は、モザンビークのような国において、まさに緊迫した現実的ドラマとして現れる。われわれはこのようなドラマの観察を通じて法律ないし裁判に関する一層の省察を深めることができるといえよう。しかし同時に、革命にはある程度不可避的な必要悪かも知れぬが、法による正義を奪われる人々の少なくないことを思うとき、激しい心の痛みを覚えざるをえないのである。

(1) SVJT 1980 s. 650. この論説の本誌上における紹介については、筆者 Noëen の承諾を得ている。

(2) 本稿の記述にあたっては、平凡社の『世界大百科辞典』および『世界大百科年鑑』(一九八〇、一九八一)におけるモザンビーク(人民共和国)およびこれに関連する項目を参考にした。

なお、アフリカの東南部諸国の社会事情等について、文化人類学者和崎春日氏(本学外国語学部専任講師)から有益な御助言を得た。記して感謝の意を表す。

(一九八一年三月稿)